

## 熊谷税務署から令和2年分申告についてのお知らせ

### 所得税・個人消費税・贈与税の申告相談会場を開設

令和2年分の申告相談会場は混雑の緩和を図るため、例年よりも早期に開設します。なお、申告相談は感染症予防対策を行って実施しますので、ご理解ご協力をお願いします。

▶期間／ 1月18日(月)～3月15日(月)  
※土・日曜日、祝日を除く。2月21日(日)、28日(日)は開場。

相談受付 午前8時30分～午後4時(提出は5時まで)  
相談開始 午前9時～

▶場所／熊谷税務署(熊谷市仲町41)

※入場には入場整理券が必要です。

### ご協力をお願いします

- 空間確保のために税務署内の駐車場を使用するため、駐車場のご利用ができません。できるだけ公共交通機関等をご利用ください。
- 会場内の人と人との距離を確保するため、混雑状況によって受付を早めに締め切る場合があります。
- 混雑緩和のため、ご自宅等からのe-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用や郵便等による申告書の提出をご利用ください。

☎熊谷税務署(☎521・2905)

※自動音声で「2」を選択してください。

### 令和2年分から適用される税制改正について

- ① 給与所得控除・公的年金等控除に関する改正  
給与所得控除額および公的年金等控除額が10万円引き下げられました。
- ② ひとり親控除の創設と寡婦(夫)控除に関する改正  
未婚のひとり親で合計所得金額が500万円以下の方は「ひとり親控除」として35万円の所得控除を適用できるようになりました。なお、寡夫控除はひとり親控除として控除額が35万円に引き上げられました。
- ③ 基礎控除に関する改定  
基礎控除が10万円引き上げられ、48万円になりました。なお、合計所得金額が2,400万円を超える方は、合計所得金額に応じて段階的に引き下げられました。
- ④ 青色申告特別控除に関する改定  
令和2年分の確定申告から、青色申告特別控除65万円の控除を受けるための要件が改定されました。

詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、各種収入金額などを入力することで、税額等を自動計算して確定申告書を作成できます。各種改正にも対応していますので、この機会にぜひご利用ください。

お知らせ



### 住民票等の第三者交付にかかる本人通知制度をご存じですか？

住民票の写しや戸籍謄本等が、本人の代理人や第三者の請求によって交付された場合に、あらかじめ登録された方にお知らせをする制度です(一部通知対象外の場合があります)。虚偽やなりすましによる不正取得の早期発見や、不正請求の抑止につながります。

- ▶登録できる方／寄居町に住民登録している方、寄居町に本籍がある方等
- ▶申込場所／町民課、男衾連絡所、用土連絡所
- ▶必要書類／本人通知制度事前登録申込書(申込窓口)に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます)、本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバー(個人番号)カード等)
- ▶その他／第三者からの請求を拒否したり、交付の可否を確認したりする制度ではありません。なお、申込書の内容に変更があった場合は届出が必要です。詳しくはお問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。

☎町民課(☎581・2121内線104)

お知らせ



### 小学校の入学説明会を実施します！

今年4月に小学校に入学するお子さんの保護者を対象に、入学説明会を実施します。該当する保護者の方には、各学校から通知が送付されますので、忘れずにご出席ください。



※中学校の入学説明会は、本誌12月号(城南中学校)をご覧ください(寄居中学校・男衾中学校は実施済)。

### ▶小学校入学説明会日程

学校名	月日(曜日)	受付時間	電話番号
寄居小学校	2月3日(水)	13:40～14:00	☎581・0102
桜沢小学校	1月29日(金)	13:10～13:20	☎581・0131
用土小学校	2月9日(火)	13:30～13:45	☎584・2004
折原小学校	2月5日(金)	13:20～13:30	☎581・0328
鉢形小学校	2月5日(金)	13:30～13:50	☎581・3300
男衾小学校	2月4日(木)	8:40～9:00	☎582・0037

☎各小学校

### 対象者を拡大し、申請期間を延長します！

## 新しい生活様式普及支援補助金



町内事業者が、新型コロナウイルス感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応するために要した経費に対して補助金を交付します。町内事業者の「新しい生活様式」への対応をさらに促進するため、対象者を拡大し、申請期間を延長します。

### ▶対象

- ①町内の小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下の法人または個人事業主)
- ②町内の中小企業者等(小規模事業者以外)

※業種は問いません。

### ▶補助要件／次のすべてを満たすもの

- 消耗品および設備等を導入または設置する事業所が町内にあり、令和2年2月1日から申請時点において、継続して事業を営んでいる者
- 寄居町税の納税義務者であり、滞納がない者

### ▶補助金額

- ①の事業者 上限 5万円
- ②の事業者 上限 10万円

### ▶補助対象経費

令和2年2月1日～令和3年2月26日に「新しい生活様式」に対応するために消耗品や設備等を導入した際に要した経費

### 対象となる経費の例

- マスク、消毒液、ゴム手袋等の購入費
- セルフレジ、キャッシュレス決済機器、非接触型体温計、空気清浄機、アクリル板、パーテーション等の購入費および賃貸料
- 換気扇の取り付け、非接触型水栓への交換等の改修工事費

### ▶申請期限

2月26日(金)

※2月26日消印分まで有効

※予算額に達した時点で受付終了となります。

### ▶申請方法

申請書を町公式ホームページより取得し、必要事項を記入のうえ、添付書類(町公式ホームページ参照)を同封して郵送で商工観光課へ提出してください。

☎商工観光課

(〒369-1292住所記入不要、☎581・2121内線452)

## 介護保険要介護認定者の

## 「おむつ代の医療費控除」「障害者控除」について



### ①おむつ代の医療費控除

確定申告の際、おむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし『介護保険法』による要介護認定を受けておむつを使用されている方で、次のすべての要件を満たす場合には、証明書に代えて大里広域市町村圏組合が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

- 要介護認定有効期間が令和2年中にあること
- 要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあり、尿失禁の発生可能性が確認できること
- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること(初めての方は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です)

申請から交付(発送)まで約1週間かかります。確定申告に必要な場合は早めの申請をお願いします。

### ②障害者控除

65歳以上(令和2年12月31日現在)の要介護3～5の方、またはその方を扶養している親族の方は、障害者控除の適用を受けることができます。健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際にご持参ください。

### ▶①、②ともに持参するもの

被保険者証等本人確認できるもの、印鑑(朱肉を付けて押すもの)

☎①大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)

大里広域寄居介護保険事務所  
(健康福祉課内☎581・2121内線123・124)

☎②健康福祉課(☎581・2121内線123・124)